

議 第 5 3 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 3 年 (2 0 2 1 年) 6 月 7 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 (令 和 元 年 条
例 第 1 7 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

附 則 第 2 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

(短 時 間 勤 務 会 計 年 度 任 用 職 員 と し て 任 用 さ れ る 企 業 職 員 又 は 技 能
職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準)

- 2 第 2 条 から 第 7 条 ま で 、 第 9 条 及 び 第 1 1 条 の 規 定 は 、 短 時 間 勤
務 会 計 年 度 任 用 職 員 と し て 任 用 さ れ る 企 業 職 員 又 は 技 能 職 員 に つ
い て 準 用 す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 第 2 条 (見 出 し を 含 む 。) 、
第 3 条 (見 出 し を 含 む 。) 及 び 第 4 条 の 見 出 し 中 「 報 酬 」 と あ る
の は 「 給 料 」 と 、 第 5 条 (見 出 し を 含 む 。) 中 「 時 間 外 割 増 報
酬 」 と あ る の は 「 時 間 外 勤 務 手 当 」 と 、 第 6 条 (見 出 し を 含
む 。) 中 「 深 夜 割 増 報 酬 」 と あ る の は 「 夜 間 勤 務 手 当 」 と 、 第 7
条 (見 出 し を 含 む 。) 中 「 宿 日 直 報 酬 」 と あ る の は 「 宿 日 直 手
当 」 と 、 第 9 条 (見 出 し を 含 む 。) 中 「 通 勤 に 係 る 費 用 弁 償 」 と
あ る の は 「 通 勤 手 当 」 と 、 「 報 酬 」 と あ る の は 「 給 料 」 と 、 第 1
1 条 中 「 報 酬 及 び 費 用 弁 償 」 と あ る の は 「 給 料 及 び 通 勤 手 当 」 と

読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後		改正前	
<p>附 則 1 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員として任用される企業職員又は技能職員の給与の種類及び基準)</p> <p>2 第2条から第7条まで、第9条及び第11条の規定は、短時間勤務会計年度任用職員として任用される企業職員又は技能職員について準用する。この場合において、第2条（見出しを含む。）、第3条（見出しを含む。）及び第4条の見出し中「報酬」とあるのは「給料」と、第5条（見出しを含む。）中「時間外割増報酬」とあるのは「時間外勤務手当」と、第6条（見出しを含む。）中「深夜割増報酬」とあるのは「夜間勤務手当」と、第7条（見出しを含む。）中「宿日直報酬」とあるのは「宿日直手当」と、第9条（見出しを含む。）中「通勤に係る費用弁償」とあるのは「通勤手当」と、「報酬」とあるのは「給料」と、第11条中「報酬及び費用弁償」とあるのは「給料及び通勤手当」と読み替えるものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>		<p>附 則 1 (略)</p> <p>(企業職員又は技能職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準並びに費用弁償)</p> <p>2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準並びに費用弁償については、この条例の報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する規定を準用する。</p> <p>3～11 (略)</p>	